② 契約予定業務
（業務件名）山田町山田地区平成26年度換地設計その他業務
（履行期間）平成26年４月１日から平成27年３月31日まで
③ 契約予定業務
（業務件名）山田町山田地区平成27年度換地設計その他業務
（履行期間）平成27年４月１日から平成28年３月31日まで
④ 契約予定業務
（業務件名）山田町山田地区平成28年度換地設計その他業務
（履行期間）平成28年４月１日から平成29年３月31日まで
⑤ 契約予定業務
（業務件名）山田町山田地区平成29年度換地設計その他業務
（履行期間）平成29年４月１日から平成30年３月31日まで
⑥ 契約予定業務
（業務件名）山田町山田地区平成30年度換地設計その他業務
（履行期間）平成30年４月１日から平成31年３月31日まで

⑹ 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

2　指名されるために必要な要件　技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴ 単体企業
① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
② 当機構東日本地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道）における平成25・26年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」、「土木設計」及び「補償」の全ての認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③ 次に示す全ての業務を平成15年度以降に受注し、完了した実績を有すること。
イ 施行地区面積30　以上の土地区画整理事業に係る換地設計業務又は換地計画業務（以下「業務１」という。）
ロ 土地区画整理事業に係る建築物等の調査・算定・補償説明業務又は移転計画策定業務（以下「業務２」という。）
④ 次のイ及びロに掲げる管理技術者を配置できること。
イ 次の㈠から㈢までの全ての条件を満たす区画整理関連業務の管理技術者
㈠ 土地区画整理士の資格を有する者
㈡ 平成15年度以降に受注し、完了した「業務１」の実績を有する者又は発注者として業務の管理に従事した者
㈢ 参加表明書の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係がある者
ロ 次の㈠から㈢までの全ての条件を満たす補償関連業務の管理技術者
㈠ 補償業務管理士の資格を有する者又は補償実務経験年数が10年以上の者
㈡ 平成15年度以降に受注し、完了した「業務２」の実績を有する者又は発注者として業務の管理に従事した者
㈢ 参加表明書の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係がある者
なお、上記イ又はロの予定管理技術者から、本業務における技術的な総括を行う総括管理技術者を１名選定すること。
⑤ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止の措置を受けていないこと。
⑥ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、山田町から指名停止の措置を受けていない者であること。
⑦ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

⑵ 設計共同体
① ⑴①、⑤、⑥及び⑦に掲げる条件を全て満たし、⑴②のいずれかの業種区分により構成され、設計共同体として⑴②、③及び④に掲げる条件を全て満たした上で、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年９月11日付震災復興推進役公示）に示すところにより、震災復興推進役から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。
② 設計共同体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
③ 予定管理技術者を分担する者については、次の条件を満たすこと。
・区画整理関連予定管理技術者を分担する者については、⑴②における業種区分の「調査」及び「土木設計」の認定をいずれも受けていること。
・補償関連予定管理技術者を分担する者については、⑴②における業種区分の「補償」の認定を受けていること。

3　協定型一括入札方式に係る事項

⑴ 用語の定義　用語の定義は次のとおりとする。
① 「当初業務」とは、一括入札の対象とする業務のうち、最初に契約する業務をいう。
② 「契約予定業務」とは、一括入札の対象とする業務のうち、当初業務以外の業務をいう。
③ 「全体業務」とは、一括入札の対象とする全ての業務をいう。

⑵ 契約方法等
① 複数の業務を一括して発注することを条件として、全体業務の総価格による入札を行い、「４　総合評価に係る事項」により落札者を決定する。
② 決定した落札者は当初業務及び契約予定業務の契約に関する事項等を定めた協定（入札説明書別添―５。以下「協定」という。）を締結するとともに、当初業務の請負契約を締結する。
③ 契約予定業務は、全体業務の数量から契約済みの業務の数量や進捗状況、交付金等の予算を勘案し、落札者と協議した上で定める。また、契約を締結する14日前までに、履行期間、数量、契約金額及び支払条件を通知し、協定に基づき請負契約を締結する。

⑶ 契約金額の決定　当初業務及び契約予定業務の契約金額（税抜き）は、発注者が積算した価格に全体業務の落札率（入札金額を予定価格で除し、小数点以下第４位を四捨五入したもの）を乗じた額（10円の位を四捨五入）とする。

⑷ 協定解除
① 契約予定業務に関して、山田町と当機構との受委託契約締結の取りやめや、予定していた予算や交付金の都合がつかない等、当機構の責による理由で大幅に契約締結時期を遅延させ、又は契約締結を取りやめる必要が生じたときは、協定を解除することができるものとする。
この場合、既契約業務に係る間接経費等の変更について、当機構と落札者双方で協議を行うものとする。
② 契約予定業務に関して、落札者の責による理由で、適正な業務の履行がなされない状況にあると認められる場合は、協定を解除することができるものとする。
この場合、既契約業務に係る間接経費の変更は行わない。また、契約予定業務に係る当機構の間接経費等の損失額は落札者と協議の上定め、落札者が負担するものとする。

4　総合評価に係る事項

⑴ 総合評価の方法
① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる②の「価格評価点」と③により得られた「技術評価点」との合計値（以下「評価値」という。）をもって行う。
② 価格評価点の算出は、次のとおりとし、価格点は30点とする。価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）